

吉賀町告示第159号

平成30年第2回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年5月21日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 平成30年6月8日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

松蔭 茂君	三浦 浩明君
桜下 善博君	桑原 三平君
中田 元君	大多和安一君
河村 隆行君	大庭 澄人君
河村由美子君	庭田 英明君
藤升 正夫君	安永 友行君

○6月14日に応招した議員

○6月15日に応招した議員

○6月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第2回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

平成30年6月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成30年6月8日 午前9時01分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
- 日程第6 発議第3号 主要農産物種子保全の施策を求める意見書(案)
- 日程第7 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 議案第45号 吉賀町地域公共交通活性化協議会条例の制定について
- 日程第9 議案第46号 吉賀町自治会館施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第47号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第48号 吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第49号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第50号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第51号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第52号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第53号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第54号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第55号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第56号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第57号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第21 同意第13号 吉賀町監査委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書(案)
日程第6 発議第3号 主要農産物種子保全の施策を求める意見書(案)
日程第7 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について
日程第8 議案第45号 吉賀町地域公共交通活性化協議会条例の制定について
日程第9 議案第46号 吉賀町自治会館施設条例の一部を改正する条例について
日程第10 議案第47号 吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第48号 吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第49号 吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第50号 吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第51号 平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第15 議案第52号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第16 議案第53号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
日程第17 議案第54号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第1号)
日程第18 議案第55号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第19 議案第56号 平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
日程第20 議案第57号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算(第1号)
日程第21 同意第13号 吉賀町監査委員の選任について

出席議員(12名)

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	青木 一富君	教育次長	光長 勉君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	大庭 克彦君		

午前9時01分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、平成30年第2回吉賀町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番、桑原議員、5番、中田議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。6番、大多和議会運営委員長。

○議会運営委員長（大多和安一君） おはようございます。

6月4日に開催されました議会運営委員会で、平成30年第2回吉賀町議会は、本日6月8日より18日までの11日間と決定いたしました。

以上、議会運営委員会の報告をいたします。

以上です。

○議長（安永 友行君） お諮りをします。本定例会の会期は、ただいまの委員長報告のとおり本日から6月18日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から6月18日までの11日間と決定をしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議長の動静報告はお手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。

岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日、平成30年の第2回の定例会を招集しましたところ、全議員おそろいで御出席いただきまして、大変ありがとうございました。

今回、上程する議案でございますが、御案内のとおり全部で15件でございます。内訳といたしましては、例年のとおり、繰越明許費に係る報告案件が1件と、それから条例の制定と一部改正が6件、特別会計、一般会計の補正予算が7件、それから監査委員選任に伴います同意案件が1件でございます。

また、お知らせをしておりますように、最終日には同意案件についての追加上程も予定しております。それぞれ慎重審議いただきまして適切な議決を賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

なお、町長動静報告の前に2点だけ、御報告とおわびを申し上げておきたいと思っております。

まず1点目でございます。

今回の定例会に際しまして準備をさせていただきました議案と資料につきまして、一部誤り等があったようでございます。早朝のところで差しかえをお願いをさせていただきました。大変御迷惑をおかけいたしました。

それから2点目は、4月の29日の日曜日に開催をさせていただきました、よしか・夢・花・マラソンの大会についてでございます。いろいろな事情がある中で、完走証に記載をしておりました大会長であります町長の名前に誤りがあったり、それから運営上の不手際等で、ランナーは

もとより、多くのスタッフの皆さんに大変な御迷惑と御心配をかける結果となりまして、大会長であります私のほうから改めておわびを申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

なお、この件につきましては、6月の15日午後、全員協議会のほうを準備しております。そちらのほうで、所管をいたします教育委員会のほうから内容についての御報告をさせていただきたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

申しあげました2つ、いずれの案件につきましても公文書に対するチェック体制の甘さと、あとは事前準備の不足、こういったことが原因ではないかというふうに思っております。この点につきましては、3月の定例会で私のほうから申し上げたわけですが、引き続き注意喚起を促してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付をさせていただいております町長動静報告のほうで、3月の定例会から昨日前のところ、時間の関係もございますので、主だったところに限定をさせていただいて御報告を申し上げたいと思います。

3月の定例会につきましては、3月5日招集で20日までの会期で御審議をいただきました。この間、3月でもございましたので小中学校の卒業式等のほうにも出席をさせていただきました。3月の6日には六日市学園、10日は六日市中学校、さらに16日は六日市小学校の卒業のほうへ、それぞれ出席をさせていただいたところでございます。

それから、3月の18日の日曜日には山陰道の開通式、一部開通でございますが、大田市のほうへ出席をさせていただきました。

それから、3月の23日の金曜日でございます。東京事務所、それから田辺総合法律事務所訪問とあります。実は、これは広報の町長コラムのほうでも御紹介をさせていただいておりますが、元厚生大臣を務められまして、現在はここにあります田辺総合法律事務所です。弁護士を務めていらっしゃる津島雄二先生、お聞きをしますと町内柿木の御出身、お母様が、そういった御縁があるということで、東京事務所のほうから御紹介をいただきまして、そうした御縁で東京事務所の所長を訪問した後に、事務所のほうへの表敬訪問をさせていただいたというものでございます。

それから、2ページでございます。3月の30日の金曜日でございます。吉賀町交通安全対策協議会を開催をさせていただきました。4月の6日から15日の間で、春の全国交通安全運動が展開されるということで、その前段の協議をさせていただいたということでございます。この間、私のほうも早朝の交通立哨や、それから六日市、柿木でテント村が開催されましたので、そちらのほうにも参加をさせていただきました。それから、この日は平日の年度末でございましたので、終わり式と合わせまして職員の退任式を行ったところでございます。

年度が変わりまして4月の2日月曜日、年度始め式と新任式を行いました。

4月の5日木曜日でございます。六日市学園の入学式、さらに4月の10日でございます。柿木の小学校、中学校の入学式のほうへ出席をさせていただきました。

それから、ここには記載をしておりますが、4月の9日の月曜日の未明に、大田市を中心といたしました県央での大きな地震が発生をしたわけでございます。幸い吉賀町は震度3ということで大きな被害はございませんでしたが、被災をされました県央の市町村の一日も早い復旧復興をお祈り申し上げたいと思います。

それから、4月の12日の木曜日でございます。NEXCO訪問、島根県広島事務所訪問並びに国土交通省中国地方整備局訪問とあります。実は、これは3月の23日にスタートいたしました中国自動車道六日市インターチェンジでのETC2.0の社会実験の関係で、地整局等、大変お世話になった機関のほうへ、お礼と今後の支援についてのお願いにお伺いをした内容でございます。

それから、3ページのほうをごらんください。

4月の16日月曜日には、恒例の自治会長会議を開催をさせていただきました。

4月の20日金曜日、萩・石見空港利用拡大促進協議会の総会が益田でございましたので参加をいたしました。昨年度の実績は、目標が14万2,000でございましたが、結果的には搭乗者は14万1,109人ということで、少しだけ目標に届きませんでした。しかしながら、皆さんの御支援をいただきまして、過去最大の搭乗者数を記録することができたということでございます。

4月の21日は、関西吉賀会の総会へ担当者と出席をいたしました。

24日、吉賀町防災会議を開催いたしまして、防災計画それから水防計画、それから出水期、既に梅雨に入りましたけど、そこらあたりの対策についての検討をしたところでございます。

4月の27日には、東京で行われました合区早期解消促進大会のほうへ出席をさせていただきました。この内容につきましては、既に御案内のとおりでございます。

それから、29日は、先ほどおわびを申し上げましたが、夢・花・マラソンが盛大に開催されたということでございます。

月が変わりまして5月の1日には、教育委員会のほうで所管をしておりました大野原のグラウンドゴルフ場がめでたくオープニングを迎えましたので、セレモニーのほうへ出席をさせていただきました。

5月の8日でございます。これも既に新聞報道等されましたが、町内の株式会社ロディック様が島根県の企業立地の認定を受けたということで、島根県知事、ロディックの代表者、そして吉賀町のほうで調印式を行ったところでございます。

5月の11日の金曜日でございます。島根県町村会が創立100周年というめでたい年を迎え

ましたので、記念式典と祝賀会のほうへ参加をさせていただきました。

一番下、5月14日でございます。名誉町民の森英恵先生のほうへ面会をさせていただいたということでございます。これは、9月の2日に東京島根県人会が東京の椿山荘であるわけですが、ぜひ、島根県の方からも、森先生のほうへ御出席をいただきたいという御要望がございましたので、島根県の東京事務所の所長、それから吉賀町のふるさと会の会長であります中村会長とともに森先生のほうへ訪問させていただいたということでございます。

それから、4ページでございます。

5月の17日の木曜日でございます。吉賀町議会の全員協議会と第3回の臨時会を招集をさせていただきました。

5月の23日水曜日でございます。農業委員会を開催いたしました。御案内のとおり、新体制でスタートをする第1回目の農業委員会で行いました。

5月の31日でございます。日本郵便中国支社来庁でございます。これは、私のほうから常々担当のほうを通じてお願いをしておりました日本郵便、町内の5つの郵便局と吉賀町で、ぜひとも包括連携協定を結ばせていただいて、いろいろなことで、まちづくりとか行政でできること、郵便局でできることをしっかりやっていきたいと、連携をしてやっていきたいということで、協定の今、準備をしております、その関係で中国支社の支社長ほか関係者の方がおいでになられたということでございます。

6月1日は島根県知事の要望活動とあります。これは、錦織良成監督が高津川を題材にした映画を制作されたいという意向がございましたので、それに対する島根県の財政支援ということで、圏域の関係者と出向いたところでございます。

5ページ、6月4日でございます。この日は吉賀町議会の全員協議会を開催させていただいたということでございます。

大変雑駁ですが、主だったところの御報告を申し上げまして、動静報告にかえさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

日程第5 発議第2号

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、発議第2号地方財政の充実・強化を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議題になりました発議第2号、読み上げて提案したいと思います。

発議第2号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由としまして、地方財政の充実を図り、安定した財政運営をするためでございます。

意見書（案）、地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定・実行など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初め、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障と地方財政を二大ターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速しています。特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小が危惧されるものとなっています。

「インセンティブ改革」とあわせて、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが地方交付税の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にするのではなく、歳入・歳出を的確に見積り、人的サービスとしての社会保障予算の充実、地方財政の確立を目指すことが必要です。このため、国におかれましては下記事項の実現を求めます。

記。1、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間事業者の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止すること。

3、地方交付税の財源保障機能・財源調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先としましては、衆参両議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣としております。よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより、提案者に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。——よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、お諮りをします。本件については所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第6 発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第6、発議第3号主要農産物種子保全の施策を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、発議第3号につきまして、読み上げて提案させていただきます。

発議第3号、吉賀町議会議長安永友行様、提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

主要農産物種子保全の施策を求める意見書（案）、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由として、主要農作物の種子の安定的供給で日本の食料生産を守り、安全な食料を安定して供給するためであります。

主要農産物種子保全の施策を求める意見書（案）、主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うことを目的とする主要農産物種子法（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）は、ことし4月1日に廃止となりました。

種子法により、国・都道府県が主導して米・麦・大豆などの主要農産物の品種改良が行われ、良質で安価な種子が農民に安定的に供給され、消費者に安全でおいしい米などが安定的に供給されてきました。

公的機関による品種改良や種子生産の力が弱くなることにより、種子の品質低下、種子価格の上昇が起こることが心配されます。既に、民間企業の開発した一代限りのハイブリッド種子は、5倍から10倍もの高値で販売されています。

さらに国内企業だけでなく、遺伝子組み換え種子を生産している海外大資本の進出が懸念され、日本農業が打撃を受けるのは必至です。

種子法廃止に当たり、参議院では附帯決議として、都道府県での財源確保、種子の国外流出防

止、種子独占の弊害の防止などが採択されました。

国におかれましては、食料主権の観点から本附帯決議の実現に努め、日本の種子を保全し、良質で安価な種子が農民に提供されるよう、積極的な施策を展開することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣としております。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより、提案者に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。ここで、お諮りをします。

本件については所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本件については所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第7. 報告第3号

○議長（安永 友行君） 日程第7、報告第3号繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、報告第3号でございます。繰越明許費繰越計算書について。

平成29年度吉賀町一般会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

それでは、ページのほうめくっていただきまして、横に見ていただく計算書でございます。

平成29年度吉賀町繰越明許費繰越計算書、一般会計でございます。表のつくりといたしまして、款、項、事業名、それから金額、翌年度繰越額、ここまでを順次読み上げまして、左の財源内訳につきましてはお読み取りをいただきたいと思えます。

総務費、総務管理費、柿木地区町営駐車場整備事業731万4,000円、繰越額44万8,000円、総務費、総務管理費、鹿足郡事務組合負担金、ケーブルテレビでございます。3,380万7,000円、3,380万7,000円の繰り越しでございます。

民生費、社会福祉費、老人福祉センター管理費673万1,000円、繰越額673万1,000円、民生費、社会福祉費、障がい者総合支援センター整備事業2,892万5,480円、繰越額は2,320万1,480円でございます。

農林水産業費、農業費、農業復旧対策事業 2,000 万円、繰越額も同額 2,000 万円でございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良単独事業 4,745 万 4,000 円、繰越額は 1,300 万円、土木費、道路橋梁費、元町丸町線改良事業 1,100 万円、繰越額も同額 1,100 万円でございます。土木費、道路橋梁費、夜打原相生線交通安全施設整備事業 5,035 万 840 円、繰越額は 3,216 万 4,000 円でございます。

教育費、保健体育費、保健体育施設整備事業 1 億 2,919 万円、繰越額も同額の 1 億 2,919 万円でございます。

これに伴います合計でございます。3 億 3,477 万 2,320 円、このうち、翌年度繰り越しは 2 億 7,356 万 1,480 円でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） 総務費の柿木地区町営から、最後の保健体育費の保健体育施設整備事業費まで、繰り越す事業費と繰り越す理由、それから、なぜ繰り越さなければならなかったのかということと、それからこれらの事業に着手した年月日を説明願います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、今、御指摘がございました関係でございますが、表のつくりによりまして、順次、それぞれ担当課長のほうから回答させていただきますので、よろしく願います。

○議長（安永 友行君） 10 番、庭田議員。

○議員（10 番 庭田 英明君） 今の質問の関連なんですけど、先般もこういう要求が議員のほうから出たと思うんですけど、せっかくこうやって参考資料もあるわけですので、口頭でというよりは、先ほどの繰り越した理由なり、その経過なりを、もう少し丁寧に書面で参考資料として出すということはどうなんですか、どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 庭田議員のただいまの発言については、今すぐ対応が、日付等わからないので、会期中にそういう方向になるようお願いをしておきます。検討しておきます。協議しておきます。

3 月議会で口頭で説明をしておりますが、今、庭田議員が言われたように、書面にするほうがいいと思いますし、今、総務課長と話しまして、その方向でやります。

6 番議員の質問については、その資料等出てから、また——今やっても重複しますし、ミスがあってもいけませんので——その方向でやりますので、6 番議員、よろしいですか。

他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑はないようですので、質疑は先ほど言いました方向で会期中に行いますので、質疑は終わります。本日の報告はこれをもって終了いたします。

日程第8. 議案第45号

○議長（安永 友行君） 日程第8、議案第45号吉賀町地域公共交通活性化協議会条例の制定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第45号でございます。吉賀町地域公共交通活性化協議会条例の制定について、吉賀町地域公共交通活性化協議会条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたしております企画課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 担当いたします企画課長の深川でございます。吉賀町地域公共交通活性化協議会条例の制定について詳細説明をいたします。

参考資料は、1ページに根拠法令を記載しておりますのでお開きくださいませ。この協議会は、当初予算の説明の中でも触れましたが、吉賀町の公共交通再編協議の一環として設置するものでございます。根拠法令、位置づけ確定しましたので、今回提案するところでございます。

では、条例の内容について、要所要所で説明させていただきます。

第1条では、設置としまして、この協議会の概要について規定しております。1つ目としまして、地域公共交通網形成計画——以下「網形成計画」と呼ばさせていただきますが——の作成及び実施に関する協議。2つ目として、持続可能な地域公共交通網の形成に資する取り組みの推進に関し、必要な協議を行うこととしております。

地域公共交通網形成計画といいますのは、参考資料の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というのがございます。この5条の規定により、「当該市町村の区域内について、持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を作成することができる。」と規定されておまして、これに基づき行うものでございます。

もう一つの目的、持続可能な地域公共交通網の形成に資する取り組みの推進に必要な協議としましては、網形成計画をもとに、先で策定することとなる実施計画の策定に関する協議や網形成

計画や実施計画の進捗管理などを行うことと、今予定しております。

第2条では、事務所の位置。

第3条では、所掌事務を規定しております。所掌事務につきましては、先ほどの説明のとおりでございますので省略させていただきます。

第4条では、委員構成を規定しております。法第6条第2項の各号に定めるものとして、吉賀町、事業者、関係行政機関、町民の代表者、その他団体等により25名以内で構成することとしております。委員の任期は2年としております。具体的には町代表者、教育委員会代表者、バスの運行事業者、国の運輸局、島根県、警察署、公民館、自治会などの推薦者、民生委員、病院、社会福祉協議会などを今想定しているところでございます。

第5条から第8条につきましては、役員、会議等の運営方法について規定をしております。

第9条では、報酬及び費用弁償の支給について規定をしておりますが、国及び地方公共団体の職員は対象外となっております。

附則でございますが、附則の3号で吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の改正について定めておりますので、本協議会の委員の報酬を規定するものでございます。

以上で詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） まず、第4条で委員のところがあります。先ほど御説明はありましたけども、第6号のとこの医療または福祉に関する団体その他の関係団体の代表者、または推薦を受けたものということで、この中に中国運輸局等が入っていたかと思いますが、吉賀町地域公共交通会議設置要綱のほうでは、個別に中国運輸局島根運輸支局長またはその指名する者、島根県知事またはその指名する者というように個別の団体等の名称をあげておりますが、そのような形にしない理由とは何かお聞きをします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今の、個別の委員の表記の仕方ということで説明させていただきます。

まず、吉賀町地域公共交通活性化協議会といいますのは、いわゆる地域公共交通活性化及び再生に関する法律の規定に基づきまして設置するものでございまして、その法律の規定に基づきまして、このような表現とさせていただきます。

参考資料の1ページの下段でございます。済みません、失礼しました。参考資料には掲載しておりませんが、この法律に基づきまして設置しておりまして、その手引というのが国土交通省から出ておりまして、その表現を用いたものでございます。

一方、先ほどの吉賀町地域公共交通会議の設置要綱につきましては、いわゆる要綱、告示で規定しておりまして、委員の報酬等はございません。また、この設置目的自体は道路運送法に基づくものでございまして、道路運送法のほうで規定されている表記をもとに表記しているものでございます。

以上です。以上で終了させていただきます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） この条例に基づきまして事業等行われますが、調査等に要する経費に対する補助、また、この協議会そのものに関する事務費に対する補助、これはどのようなものがありますか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 今回、設置いたします協議会は、委員報酬及び費用弁償を予算で計上しております。計画の作成委託料につきましては、当初予算で計上しているところでございます。

以上でございます。（「財源」と呼ぶ者あり）

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 本年度、調査を行います。本年度については財源は一般財源等で行う予定です。来年度の網計画の策定につきましては、9月に補助事業の申請時期を迎えますので、国庫補助を申請しようと、今予定しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 地域公共交通の活性化協議会という協議会を新たに設置するということになると思うんですが、先ほど言われました、既に設置してある地域公共交通の協議会とどう違うのか、また同じようなのをつくるということに意義があるのかどうか。ただ法律でこうしなさいというからつくったというのではなしに、既設の協議会などが使えなかったら、それを足して一つのもので使うとかというような方策ということにはならないのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、地域公共交通網形成計画というのは、今の再生に関する法律に基づき設置するものです。これに関する協議につきましては、くどいようですが、法に基づき委員構成や協議する内容が決められているのでこのようにしたところでございます。

既存の地域公共交通会議につきましては、道路運送法に基づきまして、より具体的な個々の運賃とか路線とかを規定するものでございまして、この会議におきましては、現在8名、8項目で規定をしておりますが、規模的にこの網計画の策定の委員ほど大規模では、かえって動きが悪く

なりますので、それはそれで既存として使いたいところでございます。

まず、網形成計画の委員ですが、これは今後、地域公共交通の再編計画を立てるに当たって、なければならないという規定がございますので、それに基づき設置するものでございます。大きな流れとしては、網計画で町全体の計画、いわゆるまちづくり計画やその他教育関連の計画とか、いろいろなものを考えながらやってくださいというのがこの網計画でございまして、先ほどの公共交通会議のほうはバスの運行、例えばデマンドバスの運行とかに限って協議をするという組織となっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） そういうことになると、網形成計画というのは非常に重要なこととなると思われませんが、これについては当然、議会に報告されて承認を受けるべきものであると思われませんが、この協議会条例には、そういうことは余り触れていないような気がしますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 網形成計画、今、お隣の岩国市のを持ってきていますが、予定ではこういうものができる予定となっております。当然、でき上がったときには、議会のほうにもきちっと報告はさせていただきます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 網形成計画、でき上がったら議会へ報告するというだけですか。そのあたりをきちんとしてください。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 基本的に2カ年にわたって行うものでございます。年度年度、要所では報告をさせていただきますが、議決事項ではございませんので報告という形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 濟いませぬ、網計画の範囲といいますか、それは吉賀町のみと考えていいのか、それともまた地域を含めてという意味か。それと、2年の任期ということですが、また、再任妨げないと書いてあるので、2年間以上続くと思うんですけど、その期間というのはいつごろまでなのか、その辺をお願いします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

法律の規定によりますと、県に置く場合は全市町村、市町村に置く場合は単独もしくは複数で設置することができるということになっております。今回の計画は吉賀町内の計画を想定しております。1路線だけ、津和野町と共同で運行している広域バス、それと岩国市と共同で運行しております生活バスがございますが、まずは吉賀町内の網計画を考えたいと思っております。

失礼いたしました。任期につきましては、お手元の議案の附則の第2項でございますが、第4条第2項の規定にかかわらず、最初に委嘱する委員については平成33年3月31日までとしております。これは、網計画を策定実施するまでの間は委員がかわらないように、2年を超えて、ちょっと長目にしているところでございます。それ以降は進捗状況といいますか、計画の進捗状況を見ながら随時更新していくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 先ほど、網形成計画は議会の承認を得るものではないから報告するだけで足りると言われましたが、我々議会としては、町民から負託されて町の行政を監視し、または町民の要求も届けなくてはならないと思っておりますが、それをこの協議会で決めたからといって、この網計画は議会が反対したらどうなるんですか。議会に、要は法律では議決を要することはないから報告だけですよというのでは、あまりにも行政の横暴ではないかと思っております、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先ほど、担当課長、言葉足らずがあったかと思っております。当然、最終的には報告もさせていただきますし、それから協議のさなかでは、この活性化協議会の進捗状況であったり、原案ができればその報告であったり、そうした中で、また議会側の御意見を拝聴したり、そして活性化協議会とやりとりをしながら、そして成案に結びつけていくということでございますので、当然、議会のほう無視してとか、それから議会のほうへ報告せずに最終的な報告という手法はとるつもりは全くございません。当然、折々のところで情報提供もさせていただいて、御意見を拝聴する機会は設けていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） この件につきましては、高齢者の足の確保ということで、以前も何回も公共交通の再編ということで町長からの答弁ありましたが、いつまでにまとめるかという質問が何回も出ましたが、スピード感を持ってまとめるという答弁で、期間は具体的にいつまでにまとめるという答弁はありませんでしたが、この委員の任期が2年というふうに、再任を妨げ

ないということではありますが、一応委員の任期が2年というように明記されておりますが、今まで、いつまでに出すかということは具体的な答弁がありませんでしたが、とりあえずは2年をもってまとめるというふうに理解をしたいと思いますんですが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

平成30年2月28日の全員協議会の資料に基づきまして説明させていただきますと、年次計画としましては、平成30年度、公共交通に関する現況整理、利用実態調査、ニーズ調査、課題の整理、協議会の開催ということにしております。

平成31年度につきましては、計画の基本的な方針の検討、地域公共交通網形成計画の作成、協議会の開催。

引き続きまして、平成32年度、事業主体等との連携による実施体制の確立、計画に基づく交通網の実施、協議会の開催ということにしております。で、この32年度末をもって、第1期目の委員に協議していただきますように、任期を33年3月31日としたところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 11番。

この協議会の中で、自家用有償旅客運送というのも検討の対象になるのか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

交通網形成計画でございますので、今の自家用有償運送及び福祉有償運送についても協議の対象となるものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） まず、第4条の8番で、その他町長が必要と認めるもの、これ、今、思い当たることがありましたらお聞きしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

その他町長が必要と認めるものと想定しましては、これ、全員というものではございませんが、今想定しているのは、島根県、六日市病院、商工会、吉賀高校、場合によっては岩国市、津和野町を、今想定しておるところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） この計画が、全体の交通網のこと、吉賀町全体でいろんな計画の

中の取り入れて計画網をつくるとしたときに、この中で自治会等々が抜けているのではないかと
思うんですが、やはり公民館、自治会、このあたりの人に一緒に入って計画を作成してもらおうと
いうのが一番大事ではないかと思っているんですが。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

自治会関係者は、5号、町民または地域公共交通の利用者等の中で選任したいと考えておりま
す。

補足いたしますが、この委員のみで協議するのではなくて、事前に住民アンケートをとるとか、
例えば民生委員以外の人に意見を聞くとか、社会福祉協議会に行って意見を聞くとか、今、実際、
利用者については、委員以外でも意見を十分反映するよう努めるつもりでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） ありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この件に関しまして、私も一般質問でも言ったことがあります、
実は2年間のうちに、そういう吉賀町内の交通網を形成するという計画を立てて、それで運行す
るとい話もですが、今、必要な方もおられるわけですし、特に運転免許証の返納された方なん
かはかなり多くなってきたと思うんですが、それで六日市病院との通院とかの便が非常に悪い。
そういった臨時的な、今現在必要な施策が2年間ぐらい先延ばしになるわけですが、そうしたこ
とについて臨時的な措置のことについて一般質問したことがあるんですが、そういうふうに臨時
的に措置ができるような柔軟な対応をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この件については、これまで数人の方から一般質問をお受けをして、そ
のときもお答えをしたとおりでございますけど、今回提案をした協議会で計画がまとまるまでは、
今の現行の形を崩さないということは当然ございません。今年度はニーズ調査をさせていただく
ということもあります。ヒアリングも、当然関係機関・団体とやるわけでございます。そうし
た中で、この結果を待たずして対応できるものがあれば、それは許す限り先行して、できるもの
があるとすれば、それはまた財政のことも含めて取り組んでいく必要があるかと思います。

これまで、一般質問でありますとか予算審議の中で、いろいろ御意見も拝聴しておりますので、
その部分と、それから住民の方を対象にするニーズ調査、こういったことでいろいろなところを
総合的に勘案をして、対応できることがあれば考えてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第8、議案第45号吉賀町地域公共交通活

性化協議会条例の制定の質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午前9時59分休憩

.....
午前10時10分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9 議案第46号

○議長（安永 友行君） 日程第9、議案第46号吉賀町自治会館施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第46号でございます。

吉賀町自治会館施設条例の一部を改正する条例について、吉賀町自治会館施設条例（平成19年吉賀町条例第3号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします企画課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） それでは、引き続きまして、吉賀町自治会館施設条例の一部を改正する条例について、詳細説明をいたします。参考資料は3ページにあります。この3ページ、参考資料のほうをもとに説明させていただきます。

この議案につきましては、自治会館施設条例の別表で表記されております白谷、下須、木部谷大野原自治会館、3カ所の自治会館でございますが、それぞれの位置を変更するものでございます。

今回の改正につきましては、分筆や合筆また地籍調査等により地番が変更になったことによるものでございまして、自治会館の場所そのものを変更するものではありません。読み上げますと、白谷自治会館、現行「60番地1」を「59番地1」、下須自治会館、「939番地」を「939番地2」、木部谷大野原自治会館、「519番地」を「514番地2」に変更するものでございます。

以上で詳細説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですが、日程第9、議案第46号吉賀町自治会館施設条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第10、議案第47号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第10、議案第47号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第47号でございます。

吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、吉賀町国民健康保険税条例（平成17年吉賀町条例第68号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、事務を所管いたします保健福祉課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第47号の詳細説明をさせていただきます。

先般、6月4日の全員協議会におきまして説明をさせていただきました。平成30年度から国民健康保険の運営が島根県に一元化されることに伴いまして、国保税率等の改定に関する条例改正案となっております。

定例会の参考資料の4ページから8ページを使って説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

まず、国民健康保険税の構成についてでございますけれども、先般、全員協議会のところで説明をさせていただきましたが、医療給付分と後期高齢者支援金分、それから介護納付金分に分かれ、それぞれ、いわゆる所得等の能力に応じて負担をしていただく部分と受益の部分、応益分として被保険者の方に均等に負担をしていただく部分、それから世帯で平等に負担をしていただいた部分の税率等を定め、賦課をいたしております。そして、その賦課したものを徴収させていただきまして、島根県への国保事業費納付金という形で支払うものでございます。

定例会資料の4ページと5ページをごらんをさせていただきたいと思います。

まず、第3条第1項におきまして、先ほど申しました医療給付費分の応能分、所得割、現行「7.38%」でございますけれども、こちらを「7.70%」に変更させていただくというものでございます。

続きまして、第5条で、同じく医療給付分でございます。こちらのほうの被保険者の均等割、現行が「2万2,800円」から「2万3,100円」に変更させていただくという内容でございます。

それから、続きまして第5条の2第1号で、同じく医療給付分でございますけれども、世帯別の平等割、こちらが現行「1万7,400円」でございますが、こちらを「1万5,400円」に変更させていただくというものでございます。

続きまして、5ページのほうなんですけれども、第6条、ここからは後期高齢者の支援金分の税率ということになってまいります。こちらの所得割についてでございますが、これが現行「1.98%」でございますが、こちらのほうを「2.05%」に変更をさせていただきたいということでございます。

続きまして、第7条の3第1号でございます。こちら後期高齢者支援金分の世帯別の平等割、現行「4,620円」でございますが、これについては「4,400円」に変更させていただくというものでございます。

なお、後期高齢者支援金分の被保険者の均等割についても、現行の6,000円のまま据え置きということでございます。

続きまして、第8条、ここからは介護納付金ということになってまいります。こちらの所得割が現行「2.22%」から「2.37%」に変更させていただくということでございます。

それから、第9条、同じく介護納付金の部分でございますけれども、被保険者の均等割が「9,000円」から「9,200円」に変更させていただくというものでございます。

それから、同じく第9条の2でございますが、こちら介護納付金の世帯別平等割、こちら現行「5,400円」でございますが、こちらを「4,600円」にさせていただくという内容となっております。

この税率等の改正に伴いまして、第5条の2の第2号及び第3号、それから第7条の3第2号及び第3号に規定しております特定世帯、特定継続世帯の世帯別平等割、これは、被保険者の方で途中75歳になられて後期高齢者医療のほうに移行される方がおられた場合、世帯の人数が減るというようなところから、1名であっても世帯割を負担をしなければならないという事態に、世帯間の不平等が生じるというようなところから軽減の対象となっておりますが、こちらの部分にも影響が生じてまいりますので、その部分もあわせて、特定分については、先ほど申しました世帯割の2分の1、それから特定継続世帯につきましては4分の1部分が軽減されるという内容に基準となります平等割額が変更になりますので、こちら変わってまいりますということでございます。

それから、定例会資料の6から8ページのところにつきましては、先般、5月の臨時議会のと

ここで、低所得者の世帯に属する被保険者の所得合算額が、地方税法の施行令の基準を根拠に、町税条例で定める額を超えない場合、7割、5割、2割の減額をして賦課するという制度の専決処分について御承認をいただいたところでございます。そこに関連するところでございまして、それぞれ均等割、平等割の部分の金額は、今回変わってまいりますので、こちらについても変更が生じてまいります。

6ページの23条第1号でございすけれども、そのアでございすが、こちらについては医療給付分の被保険者均等割、本来ですと「2万3,100円」ということになりますが、7割が軽減をされて、改正で「1万6,170円」ということになってまいります。

同じく第23条の第1号のイの（ア）でございすけれども、こちらにつきましては、医療給付分の世帯別平等割「1万5,400円」が7割に軽減し、「1万780円」に改正されるものでございす。

続きまして、（イ）と（ウ）でございすけれども、こちらについては先ほど申しましたとおり、7割軽減世帯で特定世帯、あるいは特定継続世帯であった方々の世帯別平等割が先ほど申しました割合で軽減をされるということになりますので、こちらについても、今回改正をさせていただいておるところでございす。

以下、ただいままでは医療給付分でございまして、後期高齢者納付金分の7割軽減規定へと続き、順次、賦課区分ごとに7割軽減、それから2割軽減の改正案を6ページの第23条第1号のエの（ア）から8ページの第23条第3号（カ）まで、それぞれ率を掛けて改正を行っておりますので、ごらんをいただきたいというふうに思います。

以上、改正を平成30年4月1日からの適用ということで実施をしてまいりたいという内容の条例改正案でございすので、よろしくお願ひいたします。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第10、議案第47号吉賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第11. 議案第48号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第11、議案第48号吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第48号でございます。

吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例について、吉賀町福祉センター条例（平成17年吉賀町条例第104号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳でございます。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第48号の詳細説明をさせていただきます。

現在、吉賀町にあります吉賀町福祉センターでございますけれども、吉賀町福祉センター条例第4条の規定に基づきまして、指定管理制度によりまして管理運営を行っておりますところでございます。

町内にあります他の町の福祉施設、例えばデイサービスセンターは3カ所、それから柿木にあります特別養護老人ホームとびのこ苑、こちらの条例には、現指定管理者の過去の実績、施設の設置目的の達成等の評価検証に基づきまして、その内容が適正であれば、引き続き指定管理者に指定できる旨の規定が整備されておりますけれども、現行の福祉センター条例には、このような規定が整備されてございませんので、今回、議案にありますとおり、第4条第3項を加えまして、規定を整備させていただくというものでございます。そういった形での条例改正案でございますので、公布の日から施行させていただきたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第11、議案第48号吉賀町福祉センター条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第12. 議案第49号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第49号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 続きまして、議案第49号でございます。

吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条

例について、吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年吉賀町条例第19号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 失礼いたします。それでは、議案第49号の詳細説明をさせていただきます。

現在、吉賀町内で実施をしております放課後児童クラブ、こちらの運営に関する基準、こちらにつきましては国の省令で定められておまして、このたび、国の省令の基準が一部改正となりました。これに伴いまして、吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、こちらのほうの内容を改めさせていただくというものでございます。

定例会資料10ページの新旧対照表をお開きをいただきたいというふうに思います。

放課後児童クラブにおいて支援員として従事をする場合におきましては、条例で定められた資格に該当する場合、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないという規定となっております。この中の第10条の3の第4号でございますけれども、現行は「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育の学校の教諭となる資格を有する者」という規定になっておりますが、教員免許の場合、現在、更新制度等々が導入されておるといふようなところがございまして、そういったところから、現行の表現では、その辺の扱いが曖昧になってくるというようところがございまして、改正後の案のほうにありますとおり、この部分を「教員職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者」という内容に、今回、省令が改正されましたので、それに合わせた形での条例改正となっております。

あわせて、先ほど申しました都道府県知事が実施をします研修会の受講要件といたしまして、いろいろな国家資格等々が規定されておるわけでございますけれども、今回、新たにつけ加えられましたのが、5年以上、放課後児童健全育成事業に従事した、いわゆる実務経験を有する者であって、町長が適当であると認めた方については、こちらの都道府県が実施できる研修を受講することができ、修了した場合、放課後児童指導員という形で従事していただくことができるという内容の条例改正案となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第12、議案第49号吉賀町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑は保留しておきます。

日程第13. 議案第50号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第50号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第50号でございます。

吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、吉賀町消防団員等公務災害補償条例（平成17年吉賀町条例第189号）の一部を別紙のとおり改正する。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第50号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

資料につきましては、11ページから13ページ、こちらのほうをごらんいただければというふうに思います。

まず、今回の条例改正の内容についてお話をさせていただきます。これにつきましては、上位法であります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令、この政令が改正されたことに伴うものというものでございます。さらに、その内容ですけれども、いわゆる補償基礎額というものに一定の加算がされるということになっております。その加算額が変更されたというものでございます。

そうしますと、その改正の具体的内容です。資料の12ページを見ていただければと思います。12ページの中ほどの第5条、こちらのほうで、その説明をさせていただきます。

第5条第3項の部分にアンダーラインを引いております。ここに、いわゆる加算額の内容が記されておるわけですけれども、その下の（1）第1号から次の13ページまで、第6号、ここを用いて説明させていただきます。

変更部分ですけれども、この第1号に係る加算額、これが、従前が「333円」であったものが、改正後は「217円」になるというものです。

それから、12ページの一番下ですけれども、第2号、この部分が、改正前が「267円」、この金額が改正後においては「333円」になると、こういう改正になってございます。

第3号以下第6号まで、この部分の加算額につきましては、変更はないというものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第13、議案第50号吉賀町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第14. 議案第51号

日程第15. 議案第52号

日程第16. 議案第53号

日程第17. 議案第54号

日程第18. 議案第55号

日程第19. 議案第56号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第14、議案第51号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第19、議案第56号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案を一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第51号平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ595万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,048万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入、款8繰入金、項1他会計繰入金6,941万9,000円から595万円を減額いたしまして6,346万9,000円でございます。これに伴います歳入合計は7億2,075万7,000円、これから595万円を減額補正い

たしまして7億1,480万7,000円でございます。

歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費1,878万9,000円から595万円を減額いたしまして1,283万9,000円、伴います歳出の合計が7億2,075万7,000円から595万円を補正いたしまして7億1,480万7,000円でございます。

事項別明細書でございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費1,653万7,000円から595万円を減額いたしまして1,058万7,000円とするものでございます。節につきましては右側でございます。2給料314万3,000円減額、3職員手当等、減額の211万6,000円、4共済費、減額の69万1,000円でございます。

今回の補正は、いずれも広域化に伴う事務事業見直しによる予算上の職員数の減を行ったためでございます。給与費明細につきましては、7ページ、8ページのほうを御参照いただきたいと思います。

5ページに戻っていただきまして、歳入でございます。8款繰入金、1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金6,941万9,000円から595万円を減額いたしまして6,346万9,000円でございます。節2でございます。職員給与費等繰入金で減額の595万円でございます。

続きまして、議案第52号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,053万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表でございます。歳入歳出予算補正でございます。歳入、款4繰入金、項1一般会計繰入金1億8,219万円から27万1,000円減額いたしまして1億8,191万9,000円でございます。これに伴います歳入合計が2億3,080万1,000円から27万1,000円を減額いたしまして2億3,053万円となるものでございます。

続きまして、2ページ、歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費774万6,000円から27万1,000円減額いたしまして747万5,000円でございます。これに伴います歳出合計でございます。2億3,080万1,000円から27万1,000円減額して2億3,053万円でございます。

続きまして、事項別明細書でございます。6ページの歳出をお開きをいただきたいと思ひます。1款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費774万6,000円から27万1,000円減額いたしまして747万5,000円。節の3でございます。職員手当等が減額の31万8,000円、4共済費は4万7,000円の補正でございます。これは、手当支給に係ります条件変更等によるものでございます。詳細につきましては、7ページ、8ページの給与費明細書等、御参照いただきたいと思ひます。

返っていただきまして、5ページでございます。歳入です。4款繰入金、1項一般会計繰入金、目4職員給与費等繰入金551万6,000円から27万1,000円減額いたしまして524万5,000円でございます。節1職員給与費等繰入金で減額の27万1,000円の内訳でございます。

続きまして、議案第53号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,567万9,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表をごらんください。歳入歳出予算補正、歳入でございます。款7繰入金、項1他会計繰入金1億9,276万9,000円に27万9,000円補正いたしまして1億9,304万8,000円でございます。これに伴います歳入合計10億7,540万円に27万9,000円を補正いたしまして10億7,567万9,000円でございます。

続きまして、2ページの歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費4,753万6,000円に27万9,000円を補正いたしまして4,781万5,000円でございます。これに伴います歳出合計10億7,540万円に27万9,000円を補正いたしまして10億7,567万9,000円となるものでございます。

続きまして、事項別明細書でございますが、6ページの歳出をお開きをいただきたいと思ひます。1款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費4,753万6,000円に27万9,000円補正いたしまして4,781万5,000円でございます。節につきましては、3職員手当等が20万7,000円、4共済費が7万2,000円、それぞれ補正するものでございます。これにつきましても、手当支給に係ります条件変更等に伴うものでございます。7ページ、8ページの給与費明細のほうを御参照いただきたいと思ひます。

5ページに戻っていただきまして、歳入でございます。7款繰入金、1項他会計繰入金、目

1 一般会計繰入金1億9,276万9,000円に27万9,000円を補正いたしまして1億9,304万8,000円となるものでございます。

続きまして、議案第54号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）で
ございます。

平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,051万
8,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに
補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年6月8日提出、吉
賀町長岩本一巳。

1 ページの第1表、歳入歳出予算補正でございます。歳出、款1総務費、項1施設管理費
4,473万7,000円、補正額はゼロで、同額でございます。これに伴います歳出合計
6,051万8,000円、同じく補正はございませんで、同額となっております。

続きまして、事項別明細書でございますが、これにつきましては3ページの歳出のところをお
開きをいただきたいと思えます。1款総務費、1項総務管理費、目1一般管理費1,574万
8,000円に3,000円を補正いたしまして1,575万1,000円、節につきましては、
4の共済費で3,000円の補正でございます。

目2財産管理費でございます。補正前の額2,898万9,000円から3,000円を減額い
たしまして2,898万6,000円でございます。節につきましては、25積立金で減額の
3,000円でございます。これは共済費、人件費でございますが、この変動に伴います予算の
組み替えでございます。

なお、給与費明細につきましては、4ページ、5ページのところを御参照いただきたいと思
います。

続きまして、議案第55号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でござ
います。

平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ21万2,000円
を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億250万2,000円とする。第2項、
歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、
第1表歳入歳出予算補正による。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

第1表でございます。歳入歳出予算補正、歳入でございます。款1繰入金、項1他会計繰入金
1億3,063万2,000円に21万2,000円を補正いたしまして1億3,084万
4,000円。これに伴います歳入合計2億229万円に21万2,000円を補正いたしまして

2億250万2,000円でございます。

続きまして、2ページの歳出でございます。款1下水道事業費、項1施設管理費5,038万5,000円に21万2,000円を補正いたしまして5,059万7,000円、これに伴います歳出合計2億229万円に21万2,000円を補正いたしまして2億250万2,000円となるものでございます。

事項別明細書でございます。6ページの歳出をお開きをいただきたいと思っております。1款下水道事業費、1項施設管理費、目1施設管理費5,038万5,000円に21万2,000円を補正いたしまして5,059万7,000円でございます。内訳といたしましては、節4共済費21万2,000円の補正でございます。これは、共済組合負担金の増に伴うものでございます。

なお、7ページ、8ページの給与費明細のところを御参照いただきたいと思っております。

続きまして、5ページに戻っていただきまして、歳入でございます。1款繰入金、1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございます。1億3,063万2,000円に21万2,000円を補正いたしまして1億3,084万4,000円でございます。内訳といたしましては、節1一般会計繰入金で21万2,000円の補正でございます。

続きまして、議案第56号平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,480万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。款1繰入金、項1他会計繰入金5,176万6,000円に9,000円を補正いたしまして5,177万5,000円でございます。これに伴います歳入合計6,479万4,000円に9,000円を補正いたしまして6,480万3,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。款1農業集落排水事業費、項1施設管理費2,295万5,000円に9,000円を補正いたしまして2,296万4,000円、これに伴います歳出合計が6,479万4,000円に9,000円を補正いたしまして6,480万3,000円となるものでございます。

事項別明細書でございますが、6ページの歳出のところをお開きをいただきたいと思っております。

1 款農業集落排水事業費、1 項施設管理費、目 1 施設管理費 2, 2 9 5 万 5, 0 0 0 円に 9, 0 0 0 円を補正いたしまして 2, 2 9 6 万 4, 0 0 0 円でございます。内訳といたしまして、節 3 職員手当等で減額の 1 6 万 5, 0 0 0 円、4 共済費で 1 7 万 4, 0 0 0 円の補正でございます。これは、手当支給に伴います条件変更等によるものでございまして、給与費明細につきましては、後段の 7 ページ、8 ページを御参照いただきたいと思います。

5 ページの歳入に戻っていただきまして、1 款繰入金、1 項他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金でございます。5, 1 7 6 万 6, 0 0 0 円に 9, 0 0 0 円を補正いたしまして 5, 1 7 7 万 5, 0 0 0 円、内訳といたしまして、節 1 一般会計繰入金の 9, 0 0 0 円の補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上、6 議案について一括上程をしたところでございますが、本議案 6 件については詳細説明はいたしません。

したがって、提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。なお、質疑は議案番号を示してから質疑してください。質疑はありませんか。6 番、大多和議員。

○議員（6 番 大多和安一君） まず、議案第 5 4 号吉賀町小水力発電事業特別会計の 5 ページ、給料及び職員手当の増減額の明細が、これ、白紙になっております。同じく、次の 5 5 号下水道事業の 8 ページ、ここも白紙になっておりますが、これは増減はないということになつとるんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そのとおりでございます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、6 番議員のほうから御指摘がございました給与費明細でございますが、給与費明細の見方として、いずれの議案もそうなんです、右側の（2）の給料及び職員手当の増減額の明細は、まさに給料と職員手当の明細でございまして、2 つの議案とも共済費の増減でございますので、そこへの記入はないということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。——ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、質疑がないようですので、日程第 1 4、議案第 5 1 号平成 3 0 年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）から日程第 1 9、議案第 5 6 号平成 3 0 年度吉賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）、以上、一括上程した 6 議案についての質疑は保留をしておきます。

日程第20. 議案第57号

○議長（安永 友行君） 日程第20、議案第57号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第57号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,398万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億7,413万4,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の補正は、第5表地方債補正による。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

第1表でございます。歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款9地方交付税、項1地方交付税30億4,731万8,000円に2,126万8,000円を補正いたしまして30億6,858万6,000円。

款13国庫支出金、項2国庫補助金2億6,430万3,000円に1,036万4,000円を補正いたしまして2億7,466万7,000円。

款14県支出金、項2県補助金1億8,427万円に65万円を補正し1億8,492万円。項3委託金2,606万5,000円に40万6,000円を補正いたしまして2,647万1,000円。

款19諸収入、項5雑入2,725万6,000円に400万円を補正し3,125万6,000円。

款20町債、項1町債7億6,366万9,000円に2,730万円を補正いたしまして7億9,096万9,000円でございます。

これに伴います歳入の合計64億1,014万6,000円に6,398万8,000円を補正いたしまして64億7,413万4,000円でございます。

2ページ、歳出でございます。

款1議会費、項1議会費7,278万8,000円に33万2,000円を補正いたしまして7,312万円。

款2総務費、項1総務管理費8億6,941万4,000円に1,819万3,000円を補正いたしまして8億8,760万7,000円。項2徴税費5,083万8,000円に1,518万9,000円を補正いたしまして6,602万7,000円。項3戸籍住民基本台帳費1,822万

7,000円から194万円減額いたしまして1,628万7,000円。

款3民生費、項1社会福祉費9億9,287万7,000円から966万4,000円を減額いたしまして9億8,321万3,000円。項2児童福祉費5億1,022万4,000円に95万3,000円補正いたしまして5億1,117万7,000円。

款4衛生費、項1保健衛生費3億8,358万6,000円に309万3,000円を補正いたしまして3億8,667万9,000円。

款6農林水産業費、項1農業費3億5,846万7,000円に411万2,000円を補正いたしまして3億6,257万9,000円。項2林業費1億7,172万7,000円に107万1,000円を補正いたしまして1億7,279万8,000円。

款7商工費、項1商工費1億5,639万7,000円に47万円を補正いたしまして1億5,686万7,000円。

款8土木費、項1土木管理費2億3,387万7,000円から392万2,000円減額いたしまして2億2,995万5,000円。項2道路橋梁費3億9,425万円に1,818万6,000円を補正いたしまして4億1,243万6,000円。

款10教育費、項1教育総務費2億3,830万6,000円に134万1,000円を補正いたしまして2億3,964万7,000円。項2小学校費6,799万3,000円に70万円補正いたしまして6,869万3,000円。項3中学校費7,069万1,000円に8万1,000円を補正いたしまして7,077万2,000円。項4社会教育費1億1,975万3,000円に1,579万3,000円を補正いたしまして1億3,554万6,000円でございます。

これに伴います歳出合計64億1,014万6,000円に6,398万8,000円を補正いたしまして64億7,413万4,000円となるものでございます。

3ページ、第5表地方債補正でございます。

起債の目的、1、合併特例事業債、補正前の限度額は7,200万円。起債の方法は、証書借り入れまたは証券発行でございます。利率は年利3.0%以内でございます。括弧の中はお読み取りをいただきたいと思っております。償還の方法につきましても、お読み取りをいただきたいと思っております。補正後の限度額が7,270万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

起債の目的、2、過疎対策事業債4億3,950万円の限度額を、補正後においては4億6,610万円とするものでございます。ほかにつきましては同様でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管をいたします総務課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの提案理由の説明が終わったところですが、課長の説明は休憩後に行っていただきますので、ここで10分間休憩します。

午前11時05分休憩

.....

午前11時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

平成30年度の一般会計補正予算の詳細説明が残っておりますので、担当課長より詳細説明をしていただきます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと、議案第57号平成30年度吉賀町一般会計補正予算につきまして説明をさせていただきます。

予算書でいきますと、最後のページです。19ページ、20ページから説明を始めさせていただきます。お聞きいただきたいと思います。

予算書19ページ、20ページにわたりましては、いわゆる給与費明細書を記載をしております。

19ページの上段です。まず、1、特別職ということで、この表の下のところ、比較のところを見ていただければと思います。職員数の欄ですが、その他特別職というところで28人、その右側の報酬に126万1,000円の数字の記載があるかと思えます。内容につきましては、後ほどの歳出予算のところでも説明いたしますけれども、いわゆる審議会、協議会、そうしたものの委員の報酬でございます。

それから、19ページ、中段から下です。2、一般職であります。まず、（1）総括のところで見いただきますと、表の下、比較のところには給料、諸手当、それから共済費というところの欄に数字が入っているかと思えます。それぞれ、その明細については、19ページの一番下の表、これは職員手当等の内訳でございます。それから、次のページに行っていただいて20ページ、その増減の理由につきまして、それぞれ記載をしておりますので、御確認をいただければというふうに思います。

それでは、まず歳出から説明してまいります。予算書8ページをお聞きいただければと思います。

まず最初に議会費です。8ページ右側を見ていただきますと、002議会費ということで報償金29万8,000円の計上です。この内容につきましては、既に御承知の話だろうと思えますけれども、議会モニター制度導入に伴う経費ということで、そのモニターにお支払いする謝礼部分の予算計上でございます。

それから、次に行きます。総務管理費、1一般管理費、002一般事務事業費です。こちらに

計上いたしておりますのは、表彰審議会委員の報酬と費用弁償です。それぞれ7万6,000円、そして1万2,000円の計上をしております。

若干、説明を加えておきますと、表彰審議会というものにつきましては条例で設置されているものでありますけれども、これまで、いわゆる町制、何周年という形で、いわゆる周年事業の際に、この審議会を開催して、町のいろいろな分野において功労のあった方々を表彰すると、その表彰する方々を決めるための審議会であります。この審議会を今年度以降、毎年度開催をしてみたいということでありまして、その費用について予算を計上させていただいているものです。

それから、同じところの002一般事務事業費の中の3つ目の使用料です。38万9,000円です。これにつきましては、時事通信社という報道機関がございますけれども、この情報配信サービスの使用料として予算計上いたしているものでございます。

それから、その下003人事管理事業費です。まず、火災保険料、それから1つ飛ばしまして不動産賃借料、それぞれ1万4,000円と72万3,000円の計上です。これにつきましては、現在、後期高齢者医療広域連合のほうに職員を1名派遣いたしております。その職員に係るいわゆる住宅の家賃、それから家財の保険料、この経費について計上させていただいているものです。

1つ飛ばしましたけれども、業務運営関係委託料ということで216万円の計上です。これにつきましては、さきの全員協議会で御説明を申し上げました会計年度任用職員、これの導入に伴う経費でして、専門業者さんのほうに支援業務のほうを委託をするという、そういうものであります。

そうしますと、ページをめくっていただきまして9ページです。

5財産管理費のところですが、007普通財産整備事業費120万9,000円の計上です。この内容につきましても、さきの全員協議会で説明申し上げました旧備中屋跡地に整備した町営駐車場内の民有地、これの取得に係る費用ということで見ていただければと思います。

それから、その下に行きます。11企画総務費です。002企画総務費、一般コミュニティー助成事業補助金ということで、これについては宝くじの事業、ここの収益金を活用した補助金がございますけれども、このたび、ふるさと夏祭り実行委員会、それから朝倉自治会長会、この2団体を補助金の交付先として決定を見たというところで、その予算について計上いたしております。

それから、その下です。13定住推進費です。002定住推進費というところで、システム開発設計委託料236万7,000円の計上です。この内容につきましては、吉賀町のホームページの中に移住交流に関するポータルサイト、ホームページですが、もちろん、「吉賀町でくらす」というところがあるかと思えます。これのいわゆるリニューアル、再構築をする経費を計上いたしているところです。

それから、その下の006定住推進施設費で修繕料として60万円の計上です。内容といたしましては、蔵木にございます移住体験滞在施設、こちらの修繕料というところで60万円の計上をいたしております。

それから、その下です。14生活安全対策費、003地域公共交通対策費です。これは先ほどの議案でも協議会条例のほうを御説明申し上げましたけれども、その協議会の委員に係る報酬、それから旅費の予算計上であります。委員会の開催回数としては、3回を予定して予算計上をいたしているというものでございます。

それから、9ページの最下段から、おめくりいただきまして10ページ、それから11ページの上段部分まで、これにつきましては人件費に係るものでございまして、最初にお話をいたしました人事異動であったり、そうしたものを理由として金額の調整を行いましたので、そのようにお読み取りをいただければというふうに思います。

次に、11ページのちょうど中ほど、上のところですがけれども、002社会福祉総務費、社会福祉協議会補助金というところで40万円の予算計上です。内容ですけれども、訪問看護ステーション支援事業、これに係る、いわゆる単価が改定されましたので、それに伴う増額補正ということでございます。

それから次に、その下です。3高齢者福祉施設費ということで、002老人福祉センター管理費、総額で387万5,000円の予算計上です。これは、はとの湯荘の施設に係るものでございます。

上から若干説明を加えてまいります。

まず最初の手数料です。これにつきましては、いわゆる電気設備の保安管理手数料でございます。

それから、次の指定管理料です。これについてはレジオネラ菌発生時の費用負担、それから空調設備が故障をいたしました。その際の費用負担、そうしたものの調整を図りまして、結果として167万1,000円の、今回、予算を計上させていただいているというものです。

その下の改修工事費です。今申し上げたとおり、空調設備が故障いたしましたので、その修繕を図る経費として82万6,000円の予算計上です。

それから、その下の補修工事費です。これは浴場内の混合栓を更新をするというものでございます。123万2,000円の予算計上でございます。

それから、その下の11ページの下段につきましては特別会計の繰出金ということで、内容的には人件費に係るものということで、お読み取りをいただければというふうに思います。

ページは進みまして、12ページをごらんいただければと思います。上段の4母子父子福祉費です。002母子父子福祉総務費というところで、国庫支出金還付金90万円の予算計上です。

内容につきましては、母子家庭対策支援事業に係るものでございますが、これについては、29年度において実績がございませんでしたので、国へ返還するというものでございます。

そうしますと、12ページ下段にまいります。1保健衛生総務費です。005地域医療対策費、周産期医療維持・継続等支援負担金です。予算としては2万円の計上です。これにつきましては、分娩の取り扱い機関に対して、出産件数1件について1万円を助成するというものでございます。見込みを上回りまして2件の増がありましたので、その件数、増部分の予算計上ということでございます。

そうしますと、ページは進みまして、13ページです。上段部分の農業費に関しましては、これは内容といたしましては、人件費に係るものですので、そのようにお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、13ページの下段、林業費、林業総務費です。ページはまたおめくりいただきまして14ページに進みます。その林業費の2林業振興費、002林業振興総務費のところ、業務運営関係委託料として91万6,000円の予算計上をいたしております。内容につきましては、当初予算において、林地台帳整備のための航空写真作成委託料、これについて予算計上いたしております。この事業に対する増額という内容ですけれども、91万6,000円の予算の計上でございます。

それから、14ページ中ほどです。商工費の2観光費です。003観光施設管理費として修繕料47万円。この内容につきましては、「むいかいち温泉ゆ・ら・ら」のサウナ室がございまして、そのストーブが故障しておりまして、その修繕に係る費用ということでございます。

それから、14ページの下段、土木管理費に入りますけれども、それが15ページにわたって記載をさせていただいております。この部分につきましては、人件費に係る部分ですので、そのようにお読み取りをいただければというふうに思います。

15ページの中段から下のところですが、道路橋梁費、2道路橋梁新設改良費、003道路新設改良単独事業費ということで、県営事業負担金として210万円の計上です。内容につきましては、立河内の町道入江線改良工事に係るものでございます。

それからその下、004道路新設改良補助事業費、設計委託料として1,597万円の計上です。内容につきましては、木部谷の町道中村隠居沖線、台橋設計業務、それから高尻の町道西組線、立道橋撤去調査業務、この2つの工事の設計委託料を計上いたしているところでございます。

15ページの下段、教育総務費、これが16ページにわたって記載をさせていただいておりますけれども、この部分につきましても、人件費に係るものでございます。そのように御確認をいただければというふうに思います。

16ページの下段です。小学校費、2小学校教育振興費です。002小学校教育振興費、司書嘱託職員ということで70万円の予算計上です。これは、柿木小学校に配置する司書1名分の報酬を予算計上いたしているところでございます。

そうしますと、めくっていただきまして、17ページです。中学校費、2中学校教育振興費、023しまねのふるまい体験活動推進事業費ということで、合計で8万1,000円の予算計上です。これにつきましては、学校からの要望に基づいて申請を行い、それについての予算計上ということです。その事業を進めるに係る経費ですけれども、一番上の報償金につきましては、事業を進めるに当たってボランティアさんの参加がございますので、その方々に対するいわゆる謝金というものがここに入ってくるということです。消耗品、通信運搬費につきましては、かかる経費というふうにお読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、その下に下がっていただきまして、今度は社会教育費です。1社会教育総務費、002社会教育総務費ということで、合計で303万円の予算計上です。この内容について説明いたしますと、伊藤博子先生の作品展を、この秋に行うというものでございます。

伊藤博子先生につきましては、御存じとは思いますが、改めて御紹介を申し上げますと、吉賀町出身の方で水彩画家でございます。いろいろな展覧会等で受賞歴をお持ちの方で、東京吉賀会の会員で、これまでも町での展覧会も開催されたように記憶しておりますし、実際の作品そのものは六日市の基幹集落センターの入り口に展示がしてございます。その方の個展といえますか、展覧会を実施を行いたいということです。いわゆる文化事業の一環として取り組んでまいりたいというものです。

若干、それぞれの予算の内容についてお話をしておきたいと思いますが、最初の費用弁償につきましては、これは当然、伊藤先生御自身にも、またこの町との行き来があらうかと思っておりますので、それに係るいわゆる旅費部分を計上しております。

それから、普通旅費については、個展を開催するに当たって、逆に職員のほうが伊藤先生との打ち合わせ等に出席することもあるかと思っております。そうしたものを想定して旅費を計上しております。

それから、次の印刷製本費については、恐らくこうした展覧会をしますと、周知を行うための、いわゆるチラシといえますか、そうしたものもつくる予定にしております、そうしたものの経費です。

それから、その下の通信運搬費です。伊藤先生御自身が埼玉県在住の方ですので、そちらから、また作品をこちらにという、そういうことが出てまいります。それに係る運搬料として予算計上しております。

それから、作品を取り扱いますので、いわゆる保険料をお掛けをするというものです。

それから、その下の業務運営関係委託料ですけれども、作品展を開催をしている期間、誰もいないということにはなりませんので、いわゆる警備に当たっていただくという、そういう考え方をしておりまして、警備の委託料ということで、お読み取りいただければと思います。

最後の使用料ですけれども、これにつきましては展覧会を開催するに当たって、展示をするための道具といいますか、そういう物品をリースをいたしたいとそういう考えを持っておりまして、その使用料を予算計上いたしているところでございます。

それから、次にまいります。2 社会教育施設費です。003 サクラマス交流センター管理費、嘱託職員10万7,000円の予算計上です。

これも内容について説明をいたしておきたいと思います。これにつきましては、吉賀高校の女性の先生が、夕方、サクラマス交流センターに入っていて、そこで生徒指導といいますか、そうしたものをさせていただく、その経費ということです。以前から、吉賀高校のほうには、いろいろな形でセンターへの関与をお願いしておりました。なかなか女性教諭の方が、いわゆる夕方、時間外といいますか、夕刻になってセンターのほうに入るといのがなかなか難しい状況が続いておりましたけれども、その辺の調整がにつきまして、この予算計上をさせていただいたものです。

それで、当然、県立高校の先生ですので、身分は県の職員さんということになりますが、今回、町の嘱託職員ということで、いわゆる兼業の手続をとった上で、女性の先生にセンターに入ってくださいということです。夕方と先ほど申し上げましたけれども、午後7時から午後9時までの2時間、今予定されているのは週1回、この時間帯に女性の先生が交代で入っていただく、こういう話を今、ほぼ話がまとまったところですので、予算を計上させていただいたところです。

それでは、17ページが一番下です。3 公民館費、006 公民館施設整備事業費ということで、合計では1,205万1,000円です。

ページをおめくりいただいて、18ページです。設計委託料で916万6,000円、土地購入費で288万5,000円です。これにつきましては、朝倉公民館の建てかえと、その敷地、土地の購入予算ということで予算計上いたしております。

資料のほうの14ページに、その位置図、航空写真ですけれども、そこでその敷地予定地についてはお示しをしておりますので、あわせて御確認をいただければというふうに思います。

そうしますと、18ページの最後のところですが、4 図書館費です。003 図書館事務局管理費、修繕料ということで37万5,000円です。この内容につきましては、図書館が今持っております移動図書館、自動車ですけれども、「みたい号」がございまして、これの修理に係る費用の予算計上ということでございます。

歳出は以上でありまして、次に歳入の説明に移ります。ページにつきましては、6ページからでございます。お開きいただければと思います。

まず最初に、6ページの上からですけれども、地方交付税です。普通交付税として2,126万8,000円の計上です。これにつきましては、当初予算の段階でいわゆる留保額を5,000万円という御説明を申し上げました。そのうち、この2,126万8,000円を今回財源とするものでございます。

それから、その下です。国庫補助金で土木費国庫補助金です。社会資本整備総合交付金です。1,036万4,000円ですけれども、これは、先ほど歳出で御説明申し上げた道路新設改良事業、この事業でして、1つは台橋の設計業務、それから立道橋の撤去業務、この2つの事業に係るものでございます。

それから、次に進みます。県補助金、2民生費県補助金というところで、医療介護総合確保促進基金市町村支援事業費補助金です。これにつきましては、先ほどの歳出で申し上げますと、訪問看護ステーション支援事業、単価改定による歳出予算の計上をいたしましたけれども、そこに係るものというふうにお読み取りをください。

それから、次の3衛生費県補助金です。地域医療教育推進事業費補助金です。これの内容につきましては、1校につき7万円の補助があります。今回は5校分、35万円の予算を計上しているところです。

それから、その下です。県支出金、委託金、7教育委託金です。学校図書館支援事業委託金ということで、これにつきましては、先ほど説明した小学校教育振興費のところに出てまいりましたけれども、司書の嘱託職員の報酬に係る部分が、この内容というところでお読み取りいただければと思います。

その下のしまねのふるまい体験活動推進事業委託金です。これも先ほどの歳出の予算の説明の中で、中学校教育振興費のところでお説明いたしました。その内容に係るものということでお読み取りをいただければと思います。

それでは、おめくりいただきまして7ページにまいります。

雑入で、6総務費雑入です。コミュニティ助成金として400万円の予算計上です。この内容ですけれども、先ほど歳出でも申し上げました、ふるさと夏祭り実行委員会、それから朝倉自治会長会、それぞれに補助をして、総額400万円の歳出予算をということで御説明しましたけれども、その内容というところでお読み取りいただければと思います。

それから最後に、町債です。最初に1過疎債であります。上の公民館その他の集会施設設備事業ということで1,200万円の計上です。内容的には朝倉公民館の設計、それから用地買収というものが、この内容というところがございます。

それから、その下の町道新設改良単独事業です。これは、立河内地内の町道入江線改良工事のところに係るものでございます。

それから、その下の町道新設改良補助事業です。これにつきましては、町道中村隠居沖線、台橋設計業務、この事業に係るものでございます。

それから、その下、柿木地区多目的トイレ整備事業です。780万円の計上ですけれども、この部分については、このたび過疎債のほうに、いわゆる財源を移しかえるといいますか更正させていただくというものでございます。そのようにお読み取りをいただければと思います。

その下の3合併特例事業債です。道路新設改良補助事業ということで70万円の計上です。内容につきましては、町道西組線、立道橋撤去調査業務に係るものということでお読み取りをいただければと思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりましたが、まだ議案も残っておりますので、ここで昼休み休憩にし、午後1時より開会いたします。

午前11時50分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

一般会計の補正予算についての提案理由の説明が終わったところですので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、18ページ、歳出の公民館施設整備事業費の土地購入費につきまして、面積がどのようになっているか、お聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） 朝倉公民館の土地購入費に関する御質問でございますけれども、定例会の資料のほうの14ページに航空写真を載せております。その中央あたりに買収予定地ということで書いておりますけれども、ここの面積の御質問でございますけれども。一応、地番といたしましては2つございまして、1筆が903平米、それからもう1筆が55.22平米。903平米と55.22平米でございます。合計いたしますと958.22平米ということになるかと思えます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それで、この県道側ですけれども、七日市側のところに今、予定地から外れていますが、小屋がございます。この小屋というのが、将来的に車の出入りをするのが県道側からの出入りになるというふうに予想されるわけですが、やはり視界を確保するという点では、この小屋の存在、非常に気になるわけですが、この小屋を撤去するというようなことについては、教育委員会としてどのような考えを持っておられるでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 今、外れております、ちょっとかぎになっておるところでございます、旧朝倉駐在所がございましたほうの側でございますけども、その土地につきましても同様に買収をというふうにも考えたんですけども、周りの状況等を考慮すると、今議員がおっしゃいましたように倉庫が建っているというような状況もございますし、土地が、その元駐在所の用地と同じような高さでなっております。これを買収するメリットが余りないのかなというふうに今思っております。ただ、先ほど言いました903平米の土地と同じ所有者の方でございます、用地交渉を今からするわけですけども、その話の中でどういうふうな話になるか、ちょっとまだ予想が付きません。

今の時点といたしましては、買収する予定に入れておりませんので、当然それも所有者の方の持ち物でございますので、その辺については、現時点ではどういうふうにするかというのは、考えは具体的には持っておりません。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 具体的には持っておられないということですけども、将来的に公民館建設されたというときに、町内の方以外のいろんな方々もここに来られるというような中で、全体の環境に配慮するという点でいきますと、所有者に対してはちょっと申しわけないんですが、ちょっと見苦しいようなものというふうにみなされることのないよう適切な処置がされて、新しい公民館がたくさんの方々に愛されるような、そういうような施設として管理されるのが望ましいかというふうに考えております。

そういう点からしますと、少なくともこの倉庫については撤去を念頭に交渉に当たるのがよいのではないかというふうに考えますが、その点いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） なかなか、ちょっと現時点で明確な回答はしづらいんですけども、その辺も今議員から御指摘がございましたので、周りの環境を考えるという点では必要かなとも思いますので、また用地交渉等で、若干そういうお話も加えていけたらいいのかなと思っておりますが。

いずれにいたしましても、できれば県道から直接、車の出入りができるような形で用地を取得させていただいて建設をしたいというふうに考えておりますので、交通安全の面だとかそういう点につきましても、また設計の中でいろいろ検討はしてまいりたいというふうには思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、設計委託料916万6,000円が出ておりますが、現時点におきまして、新しい公民館の延べ床面積をどの程度というふうな見込みで、数字的にわ

かりにくければ、今あります現在の公民館の面積に対してでもよろしいので、どのような大きさになるのか、この点、御答弁願います。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 現在の朝倉公民館の建築面積が215平米というふうにちょっと聞いておるんですけども、それと同等程度の建物ということで、今考えております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 同等程度ということです。

既に、公民館側より、どのようなものをという要望等も出されているかとは思いますが。設計に当たって、この公民館側からの要望等をどのような形で採用、また採用しないことも含めてですけども、検討されるのか、お聞きをします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 平成27年度だったと思うんですけども、朝倉地域のほうで公民館の建設につきまして、期成委員会という名称だったと思っておりますけどもできておりまして、その中でいろんな御要望をいただいております。

つい先だって、その当時の要望書をつけて、また要望があったわけでございます。その中を見ますと、結構細部にわたってまで100以上の項目の要望がありまして、当然それを100%網羅するのは、まず厳しいだろうというふうには思っておりますけども、これから設計するに当たりましては、当然その御要望は御要望として出されておるわけでございますので、それをできる限り尊重できるような形で建物の設計ができればいいかなというふうに思っています。

広さもさることながら、細部にわたって、例えば、どういうげた箱を置いてほしいとか、バリアフリーはこういうふうにしてほしいとか、ここはこういう使い方をするんだとか、そういったところは絵までつけてもらって要望していただいておりますので、当然それも参考にさせていただきながら、また皆さんと実際にいろいろ協議も進めながらやっていきたいとは思っています。

ただ、いずれにいたしましても用地の関係もございまして、財政的な面もございまして、それが100%要望を受け入れられるかどうかというのは、かなり厳しいだろうというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 歳出の9ページなんですけど、普通財産事業費ということで120万9,000円の例の駐車場の買収費だと思うんですけど。この間の全員協議会の説明では、まだ調停中であり、お金はふえたり減ったりする可能性はあるというふうにお聞きしていたんですけど、こういう予算をするということは、もうほとんどそれでいくというつもりなのか。私どもそのときに申しましたけど、高過ぎるんじゃないかと、坪当たりが8万円前後ですか。そ

ういうなのに、ちいと高いあれじゃないかと思うんですが、そこら辺で。また、あの土地も飛び地とまではいかんけど、中に入って車の出入りができんような状態の土地であり、価値としてもそんなにないのに高いと思うので、そこら辺で予算化するちゅうことは、もうその線でいくちゅうと、そういう理解なんですか、そこら辺を。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、お答えいたします。

まず1つ目です。当然こうした金額によって予算のほうを計上させていただいておりますので、私どもといたしましては、この金額での取得ということを考えているところでございます。

それから、2点目です。その土地の価格についてどうなのかと、高いんではないかというお話です。全協でもいづらかお話をさせていただきました。

一つは、評価額をもとにして計算したところ。それから、全協のときにははっきり申し上げませんでしたけれども、今回は調停という手続に従って話し合いを進めていっております。要は、仲立ちとして調停委員さんの御意見といいますか、アドバイスを聞きながら行っているという、こういう手続上のこともあります。こういったことを考えあわせると、この金額については妥当という判断をいたしているというところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） まず最初に、8ページの002使用料が38万9,000円出ています。これ、時事通信社という名称が出ましたけど、この時事通信社の出版物なりニュースなりをどう利用して、町の政策にどのように生かしていかれるつもりで、この予算を立てられたのかということをお聞きしたいと思います。なぜ時事通信社であって、共同通信社ではなかったのかということ、町の施策として、こちらのほうが、どういう理由でよかったのかということをお聞きしたいと思います。

それと、17ページのサクラマス交流センターの管理費なんですけど、これは指導員の高校の女性の方が入ることでしたけど、サクラマス交流センターの今利用されている方で、昨年、本年度と退所された方がおられるかどうかということをお聞きしておきたいと思います。もし、その理由がわかったら、それもあわせてお願いしたいと思います。

とりあえず、その2点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、まず1点目です。時事通信社からいただく、いわゆる情報配信サービスを受けるというものでございます。

この内容につきましては、いわゆる国の動向、それから他自治体、県あるいは市町村、そうし

た自治体での動き、特に先進的な取り組みを行ったようなところの情報、そうしたものが、ほぼ定期的に配信されるというサービスでございます。ここいら辺を私どものほうも、常にそうした最新といいますか、進んだ考え方あるいは事業、そうしたものを常に情報を得ながら、また我々の行政活動のほうに反映させていきたい、こういう考え方です。

それで、ほかの民間企業さんでも同様のサービスをされているのか、ちょっと私のほうでは承知はしておりません。したがって、他社との比較ということはいたしておりませんが、特にその時事通信社さんが行われているのは、内容のほうが充実しているのではないかというような、そういう判断をしているというところでございます。

それから、2つ目です。サクラマス交流センター、昨年度、29年度に退所をした生徒さんがおられるかという質問です。おられます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 個人情報とか、そこら辺にひっかからない限りで、退所された理由が、もしお聞きできれば、少しお聞かせいただきたいと思うんですけど、だめですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） どういんでしょうか、御本人の事情によるものということで、お答えさせていただければというふうには思います。いわゆる自主的な退所ということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今、自主的な退所ということでしたので、再度お聞きしますけど。ということは、こちらの受け入れ側のほうに瑕疵はなかったと理解してよろしいんですか。指導員とかいろいろな方のその問題はなかったかというのをお聞きしておきたいと思います。なかったらなかったで、よろしいです。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） ないというふうに申し上げておきたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ただいまの件に関連になります。

サクラマス交流センターの管理費で、女性の先生が入るというふうの説明を受けました。なぜ、女性の先生になったのか。また、同じ先生が週1回入るということで聞いてよいのか、またその業務の内容についてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 3点の御質問だろうと思います。

まず1つ目です。今回、女性の先生がセンターのほうに入っていただくということです。これまでも私どもの一つの課題として、センターでのスタッフの構成として、今ハウスマスターと言われる方、管理人と言われる方、それから調理員という、それから我々も一スタッフということも言えますけれども、とりわけ生徒と直接的に関係を持つハウスマスター、それから管理人については、全て男性でございます。そうしたところで、実際にサクラマス交流センター、今、男子が15名、女子が16名です。当然、女子生徒もおられるので、かかわるスタッフとして女性のスタッフの必要性については、我々も課題ということで捉えていたところです。

そこで、高校のほうに、女性の先生のほうに幾らかセンターにかかわっていただけないだろうかということで、これはずっとお願いをしてきたところです。それに向けて高校のほうが一定の整理をされて、今回このような予算計上ということをしていただきました。一旦、町の――要するに県教委の教師という身分と、センターに入るときには町の職員という、その町の職員という身分の取り扱いでセンターにかかわっていただくということで、夕方の勤務といいますが、それがお願いできるということになったという、こういう状況です。

それで、入っていただく先生です。これ、2点目の御質問だろうと思いますが、学校のほうで、女性の先生で、いわゆるローテーションで、同じ先生が常に入らるわけではございません。女性の先生で、都合をつけてローテーションで入ってくるという、こういう話になっております。

それから、業務の内容ですけれども、先ほども私説明をいたしました、生徒指導という表現を使ったというふうに思っていますけれども、むしろ適当な表現としては生活支援、生活指導、それから生徒の見守り、そうしたことをお願いをしたいというふうに思っております。やはり、センターの中に先生がおられるということで、一定生徒にとってみれば、一つには安心感もあるというふうに考えておりますので、このようにしていきたいというものでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 今の関連質問ですけど、先ほどの説明で、女性の先生だから、7時から9時までの間に勤務してもらうので手当をつけるというふうに言われたんですけど、女性だからつけるんですか、そこら辺のところを。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 今回、こうした取り組みを行うに当たって、本来ですと全体の説明から、実はお話をしなければならなかったんだろうと思います。

実は、男性の先生も今年度に入りまして、5月のところから週2回、舎監という形でセンターのほうに泊まらせていただいております。これについては県の職員として、そしてその費用は県が

持つということで既に始まっております。そうした状況で我々のほうが、さらに高校のほうにはお願いした格好でありますけれども、女性の先生にも入っていただけないだろうかというお話をさせていただいたというものです。

これまでの協議の中で、当然、夕方の勤務になりますので、高校の先生からすると残業といますか時間外勤務というふうなことになります。高校の先生というところで、そうした勤務時間、それから費用、それがなかなか設定しにくいというようなところから、一旦、町が雇用した格好にしてセンターに入っていただく、こういうふうな方法を協議の末、整えたという、こういう話になったところです。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと私の質問、余り私としては理解できなかったんですけど。女性だから手当をつけるということではないのかちゅうことなんですけど、そこら辺を再度……。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 濟いません、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが。私どもの考えとしては、高校の先生方に、一定、センターに關与していただきたいというのが最初の話です。

その上で、男性の教員に關しましては舎監という格好でセンターに泊まれるという、そういう体制をとっていただきました。そして、それに関する費用は県費、県教委が持つという、こういうことです。

女性教諭に關しては、当然女性ですので、泊まるということにはならない。だけれども、私どもとしては何とかセンターへの關与と申しますか、それをお願いをして、これまで協議をしてまいりました。そうした中で、女性の教員の方には夕方の2時間ほど、週1回、センターのほうに、生徒の見守り、生活指導、生活支援という形で入ってもいいでしょう。ただし、ここで入るに当たっての費用的な部分、人件費的な部分は町で見て、これがある意味、条件というふうな格好になったわけですけども、その上で今回予算を計上させていただいたと、こういう流れでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと余り私理解できないんですけど、それはいいとして。

今の件で、公務員のアルバイトを禁止されているんですけど、それには抵触しないんですか。

別のあれから給料もらうということになるので、そこら辺はどうなんですか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先ほどの予算の説明でも若干申し上げました。私ども公務員、いわ

ゆる兼業が必ずしも禁止されているものではありません。所定の手続をとることによって許可をいただければ、簡単に言うと別の仕事を行うということは許されるということになりますので、このような形になったということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 11ページの老人福祉センター管理費のことなんですが、以前にも少し質問しましたが、指定管理料の167万1,000円が出ています。例のレジオネラ菌が検出されたということで休業した、その補償かと思えますけど、それをとやかく言うわけではありませんけど、このときに私は、その指定管理の契約の中に瑕疵担保が記入されているのかどうかということをお聞きしたわけですけど、そういうことはないということでした。ただ原因が、汚水がまざるとか清掃が徹底されていなかったとか、原因はきちっと究明といいますか、原因の把握は今でもされていないと思うんですけど。

この休業補償をするということは、当局が、ある程度の自分のほうにも瑕疵があったということ認められたのかどうかということが一つと、この金額が出た、補償になった基準を教えてくださいたいと思います。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） まず第1点目は、行政の責任ということで、現在、指定管理に当たっては、吉賀町と指定管理者とで指定管理の契約を結んでおります。その中にはリスク分担表というのがございまして、項目全部上げるとちょっと数が多いので、該当するところを述べさせていただきますと、ちょっと抜粋で、政治行政的理由による事業変更という項目がございまして、その中で業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその維持管理費経費という項目がございまして、この場合は、町が全部責任を負うということになっております、リスクを。

それともう1点が、事業の中止・延期ということで、建物所有者の責任による遅延・中止の場合は、町が責任を負うと。それと、事業者の責任による遅延・中止の場合は、当然事業者が責任を負うということになっております。

そのような中で、町がリスク分担表により、町の責任もあると判断して、今回補償するものでございます。

前回と内容は重複するかもしれませんが、原因が清掃の不徹底というのがございました。それと塩素濃度の管理の不徹底というのがございました。貯水タンクからの汚染物混入というのがございました。使用水が井戸水だったというのがございました。それを勘案しまして、建物に関するものは町が責任を持つということ、それで、掃除の不徹底、塩素管理につきましては、指定管理者がということで、そのようにリスク分担表に基づいて分けたものでございます。

まず、レジオネラ菌の発生による、休業していた間に発生した、本来入るべきであった使用料、このことにつきましては、先ほどの事業の中止・延期の中で勘案しまして、指定管理者が50%、町が50%といった積算をしております。

それとまた別に、通常営業している場合に発生する費用ということで、今の水道水に切りかえたことがございます。これについては、まだ確定ではございませんが、町が全て負担しようと今考えているところでございます。確定していないというのは、まだ月数とかが正確に出ないというところでございます。

以上、リスク分担に基づきまして、指定管理者と調整をしたところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 14ページの林業振興費で、林業振興総務費が業務運営関係委託料91万6,000円を増額したと御説明を受けておりますが、これは林地台帳整備で、一応航空測量か何かやるということで当初説明があったと思いますが、その費用が増加したということですか、そのあたりを詳しく教えてください。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えをいたします。

今、議員さんが言われたとおりに、これは林地台帳を作成する上で航空写真、またはその画像、これを作成する経費で当初予算で計上させていただいておるものでございます。

今回、補正に至った経緯は、御承知のとおり、公共事業の積算単価というのが毎年改定されていきますが、当初予算では29年度の単価をそのまま用いております、新しい単価というのはその時点では当然決まっておりませんが、それを想定しての予算計上、プラスしたものの予算計上というものをしていなかったということで、この4月以降改定がございまして、人件費等かなりアップしておりますので、その分の経費を今回補正で上げさせていただいたということです。ただ、事業内容につきましては変わってはおりません。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 17ページの002の伊藤博子先生の作品展について少し伺います。

議運のときでも、ちょっと私——議運の場では質問しちゃいけないんですが——私も勉強不足で初めてお名前をお聞きしたんですが、恐らく柿木の方は伊藤博子先生というのを御存じの方は多いと思うんですが、旧六日市では、この先生のお名前を知っている方が——知らないのは私だけかもしれませんが——なかなか知名度が薄いんじゃないかと思ひまして、いろいろお聞き

したんですが。基幹集落センターの玄関に神楽の絵が描かれておりまして、それが伊藤先生の作品ということ、このたび初めてお聞きしたんですが。

この作品展を開くことについて批判するものではありませんが、この作品展を開くようになった経緯というんでしょうか、こちらからお願いしたのか、あるいは向こうのほうから開くというふうにお願いがあったのか、あるいは東京吉賀会のほうからの仲介があって開くようになったのか。それと、先ほど詳しくは聞けなかったんですが、作品展の期間、時期とか場所とか、その辺について、もう少し詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、私のほうから前段の部分の、今回こういったイベントをするに至った経緯のところを初めに申し上げまして、具体的なイベントの内容のほうは、教育委員会の方からお答えをさせていただきたいと思います。

総務課長が詳細説明で申し上げましたように、伊藤博子先生は吉賀町柿木村の御出身の先生でございます。それから日本水彩画協会の会員でございますし、それからそちらの評議員も今お務めでございます。それから、御在住が埼玉県でございますので、埼玉県の美術協会の会員でもいらっしゃいます。当然、東京吉賀会の会員でいらっしゃるということで、地元になじみのある方であるということと、その世界では非常に有名な、著名な方ということでございます。

いろいろ吉賀町のほうに貢献をさせていただいてまして、幾つかお話をすれば、一つは、今閉館をしておりますが、柿木のエコビレッジかきのきむらの建屋のほうで、数年前に先生御自身が個展を開催をされました。そのときには、本当に埼玉のほうから、それからこちらにも幾らか貯蔵があったようでございますが、作品を1階、2階、大変多く展示をさせていただいて、大変御好評でございました。

その展示が終わった後に、実はその中の作品を、一つは吉賀高等学校に御寄贈いただきました。もう一つは、先ほど3番議員が言われましたように、今、六日市の基幹集落センターのロビーのほうへ掲示をさせていただいているということで、大変すばらしい作品を御寄贈いただいたということでございます。

それからもう一つは、六日市にあります、かつてはJAの加工所でしたが、六日市の加工所が、この4月から農業公社の組織の中に入りましたけど。実は5年前に加工所のメンバーの方が、ぜひ加工する製品のパッケージのデザインを工夫をさせていただきたいということで、いろいろ御縁がありまして、ある会員の方が伊藤先生のほうにお願いをしたところ、すぐさまそのパッケージのデザインをつくっていただいて、今使っておりますデザインは「玄米ポン」というポン菓子です。それともう一つは「こおり餅」だと思います。その2つの商品のパッケージは、この伊藤先生のデザインのものになっています。

それからもう一つ御紹介すれば、柿木で民話サークルで「ぽんぽこりん」というグループがございまして、地元の民話を紙芝居で御紹介をしておりますけど、これも大変好評なんですけど、その中の紙芝居の一つに「八畔鹿伝説」というのがございまして、このデザインも全て伊藤先生が描かれた絵画なんです。ということで、埼玉を中心に関東で御活躍なんですけど、今御紹介しましたように、この吉賀町にも非常に御貢献いただいているというようなことございまして。

実は、今回こういったことをしてはいかがかというお話をいただきましたのは、先ほどお話をさせていただいたかつての加工グループのメンバーの方からのお話でございます。直接私のほうへお話がございました。エコビレッジで行った後の、そこへ展示をした作品も数点、御兄弟がこちらに御在住ということで、そちらのほうに貯蔵があるというようなお話もお伺いしましたので、それも含めて、それから当然、御実家の埼玉のほうに作品があるわけございまして、この機会に先生の名前を知っていただくというのはもちろんでございますが、素晴らしい水彩画を町民の方にしっかり見ていただいて、先生のお名前、当然周知と、それから何回も言いますが情操教育に役立てていただきたいというようなことで、私のほうから、ぜひ今回の補正予算で、それに係る経費を教育委員会のほうで積算をしてもらいたいということで指示をいたしました。

当然、伊藤先生御本人さんにも、教育長が上京した折に関東で会っていただいて、先生のほうの御快諾もいただいてということで、今準備をさせていただいているということでございまして。

イベントの内容は、教育委員会のほうから若干説明を申し上げたいと思います。

○議長（安永 友行君） 光長教育次長。

○教育次長（光長 勉君） イベントの内容でございますけども、今私どもが予定しておりますのは、10月の中旬から下旬にかけて約2週間程度展示をしたいというふうに思っております、場所は六日市の基幹集落センターの大集会室を考えております。

それで、作品でございますけれども、まだ確定はしておりませんが、約25点の作品を展示をしたいというふうに思っております、大きい物では80号ということでございまして、1メートル50に1メートル10程度の物から、80号、50号、20号というような大きさになっております。一番大きい物が、先ほど言いました80号の大きさということで、それぞれ何点かやるわけですが、先ほど町長が申し上げましたように、町内に親戚の方がおられまして、そちらのほうにも4点ばかり保管されているということで、そちらも含めて25点程度を今考えております。

それで、先ほども申し上げましたが、教育長が上京いたしました際に、先生にちょっとお会いしてお話を伺った中では、小中学生の前で、先生がこちらにおいでいただいて、実際に絵を描くところを見てもらいたいというふうなことも申されておられるようございまして。その辺も含

めて、これからちょっと企画を練っていききたいなというふうに思っておるところでございます。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 9ページの定住推進事業費の中で、蔵木に何軒かあるんですけど、5軒じゃったかな、それ見ると、いかにも古い建物であって、今からも何回も、これ定住推進事業としてずっと利用するのか、それとも暫定的なものか、そこら辺を含めてなんですけど。ずっと今からいくと、たびたび修繕費はかさむと思うんです、そこら辺で、どうするつもりなのか、ちょっとお伺いしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 定住推進施設費修繕料でございます。移住体験滞在施設のことでございますが、今回計上しました修繕料は冬季の凍結による補修が主でございます。基本的には全て、給水栓を閉めて、なおかつ風呂の水も抜いて対応していたところでございますが、3月ごろに順次凍結が解除し始めて、バルブをあけたところ、あちこち補修が必要になったということで、カランの交換とか給湯器の交換とかするものでございます。

この移住体験滞在施設は、ちょっと詳しい年数がわかりませんが、平成20年、21年ぐらいから、元教員住宅を利用して、移住体験滞在施設として利用し始めたものでございまして、当時から、もう相当建築年数がたっている建物ではございました。で、あくまでも移住体験でございますので、最大1年を想定しておりますので、新たに建てかえるということは、今は想定しておりません。修繕しながら使っていこうということも考えております。

ただ、一方、満室になったりして、利用頻度は多うございますので、そこはまた何らかの対策が必要ではないかなと今考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 18ページの、事業費で、003で移動図書館の修繕料とお聞きしたんですが、多分これは、学校に訪問して、町の図書館から書物を運んで行っているんじゃないかと思うんですが、費用対効果といたら語弊があるかもしれませんが、週に何回稼働するのかとか、あるいは1回稼働したときに何名ぐらいが利用しているのかとか、もう少し詳しくお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 大変申しわけありません。数字的なものは、今ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後日ということで、お許しをいただければというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） すみません、数字のことはあれですけど。移動図書館そのものに

ついて、ちょっと詳しく、ちょっと勉強不足で申しわけないんですが、ちょっと詳しくお聞きしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 光長次長。

○教育次長（光長 勉君） 今、議員もおっしゃいましたけども、小中学校とか保育所とかを巡回をして、当然この車で本を積んで移動していくということでございまして、そこを回りながら図書館の本を、実際にそれぞれの場所で子どもたちに見てもらって借りていただくということでございまして、そんなに特化した事業ではないんですけれども、この車が、平成12年の3月に登録された車でございまして、かなり古いのは古いんですけども、やっぱり買いかえるとなると、かなりの金額ですんで、できる限り修繕をしながら、使っていきたいなというふうに思っています。ただ、ことしが平成30年ですので、18年余り経過しているということで、どの程度まで使えるかというのも疑問なんですけどもというような状況で。今回はスプリングが傷んでいまして、それをちょっと交換したいということでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第20、議案第57号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第21、同意第13号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第21、同意第13号吉賀町監査委員の選任についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、同意第13号吉賀町監査委員の選任についてでございます。

下記の者を吉賀町監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。記、住所、吉賀町六日市960番地3。氏名、上田重夫。昭和22年11月28日生まれ。平成30年6月8日提出、吉賀町長岩本一巳。

提案の理由でございます。上田重夫監査委員の任期が平成30年6月30日に満了することから、同職に上記の者を選任するためでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第21、同意第13号吉賀町監査委員の選任についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（安永 友行君） 全員賛成です。したがって、日程第21、同意第13号吉賀町監査委員の選任については同意することに決定をいたしました。

○議長（安永 友行君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。御苦労です。

午後1時55分散会
